

軽自動車税非課税申請書

年 月 日

塩竈市長 殿

(申請者)
 住 所 _____
 氏名 (名称) _____
 個人番号 _____
 電話番号 _____

地方税法附則第57条第1項、第2項又は第3項の規定（東日本大震災により滅失又は損壊した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した軽自動車等	震災により滅失、損壊した軽自動車等
納税義務者名 (法人名)	(相続や改姓、名称変更の場合記入)	
住 所 (所在地)	(住所変更等の場合記入)	
車両番号・標識番号		
車台番号		
種 別	<input type="checkbox"/> 軽自動車（三輪以上） <input type="checkbox"/> 二輪車 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車	<input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車（三輪以上） <input type="checkbox"/> 二輪車 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車
主たる定置場	(定置場変更の場合記入)	<input type="checkbox"/> 納税義務者の住所に同じ
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
※既に法附則第52条第1項又は第57条第1項、第2項若しくは第3項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合（すでに非課税の措置を受けた車両があれば、記入してください。）	車両番号・標識番号	車台番号

(備 考)

- この申請書は地方税法附則第57条1項、2項又は3項の規定の適用を受けようとする場合、新たに取得した軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村に1通提出してください。
- この申請書と併せて、①滅失又は損壊した軽自動車等が被災自動車等である旨を証明する書類及び②代替取得した軽自動車等の登録内容が確認できる書類を提出してください。
- 代替自動車と認められない場合は、特例措置の対象とはなりません。

非課税適用	処 理 欄
令和 年度から	

備考2の書類について

①滅失、又は損壊した自動車等が被災自動車等である旨を証明する書類

自動車・軽自動車（3輪以上）を 軽自動車（3輪以上）に買い換える	⇒	ア、イのいずれか
	⇒	ウ、エ（ア、イの提出が困難）
2輪軽自動車（原付、軽、小型） を2輪軽自動車に買い換える場合	⇒	ウ
	⇒	エ、オ（ア、イの提出が困難）
小型特殊自動車を小型特殊自動車 に買い換える場合	⇒	エ、オのいずれか

- ア. 登録事項等証明書（「被災車両」の記載あり）（写し可）
- イ. 検査記録事項等証明書（「被災車両」の記載あり）（写し可）
- ウ. 被災届出（被災）証明書（写し可）
- エ. 廃車申告受付書、廃車証明書（写し可）

②代替取得した軽自動車等の登録内容が確認できる書類

- オ. 軽自動車の自動車検査証（写し）
- カ. 運輸支局が発行した自動車検査証（写し）
- キ. 標識交付証明書（写し可）

③車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合

- ケ. 戸籍謄本（所有者との関係が分かるもの）
※ 法人の場合で消滅した法人所有の場合は登記事項証明書